

氷川町建築物等木材利用促進基本方針

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、法第 25 条に規定する木材利用推進本部の「建築物における木材利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用推進本部決定）」及び熊本県建築物等木材利用促進基本方針（令和 4 年 1 月 4 日施行）に即して策定し、氷川町（以下「町」とする。）内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項等を定める。

第 1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

町は、法第 13 条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

町は、法第 14 条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

（1）建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

（2）建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

（3）建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取り組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取り組み内容について情報発信する。

第 2 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 木材の利用を推進すべき町等施設及び町等工事

(1) 町等施設の対象

広く町民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（保育所等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎等の公共性の高い建築物及びその附帯施設とする。

(2) 町等工事の対象

公共工事で設置する施設（仮設物を含む）とする。

※公共建築物等：公共性の高い建築物及び付帯施設並びに公共工事の総体

※公共工事：地方自治体が実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、漁港、その他の土木工事

2 町等施設及び町等工事における木材の利用の目標

(1) 町等施設

ア 低層（3階建て以下）の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。

イ 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等について木質化を促進する。特に町民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化により整備する。

(2) 町等工事

木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。

(3) その他

ア 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の推進を図る。

イ グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

第3 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給等に携わる者の役割

(1) JAS製品など品質・性能の確かな木材又は合法性が証明された木材の低コスト化及び木材の円滑な供給体制の整備に努める。また、木材の利用の促進に資する建築工法等に関する情報の提供や技術の研鑽に努める。

(2) 建築物の整備の用に供する木材（大断面、長大材等の特殊材を含む。）の円滑な供給を図るため、発注者や設計者等との情報の共有化に努める。

2 町の役割

- (1) 法第 17 条に規定する木材製造高度化計画の認定制度については、国が法第 10 条の規定に基づき定める基本方針のほか関連通達等に基づき、県と連携を図りながら適確な運用に努める。
- (2) 町等施設及び町等工事において、原則として J A S 製品又は合法木材を使用することで民間への波及を図り、事業者の供給体制の整備を促す。
- (3) 建築物を整備しようとする事業者に対し、木材の利用に関する専門的な知見を提供する。
- (4) 木材製造業者が行う新たな商品の開発及び品質・性能の確かな木材の製造施設整備を支援する。
- (5) 広域的視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給を図るため、木材関係団体に対し指導及び助言を行う。
- (6) 木材の確保に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき無秩序な伐採の防止に努めるとともに、再生林など適確な更新の確保を図る。

第 4 その他町の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木造計画・設計基準等の活用

建築物の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計）に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として国が定める木造計画・設計基準（国土交通省）（以下「木造基準」という。）や、くまもと県産木材による木造建築物普及の手引き（熊本県）の活用を図る。

2 木材の地産地消の促進

県内で生産又は製造された県産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。

3 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

- (1) 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストを考慮する。
- (2) 建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストを考慮する。
- (3) 近年技術開発が急速に進んできている新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材、C L T（直交集成板）等）の活用を努める。
- (4) 建築基準法の改正（平成 26 年法律第 54 号）により、3 階建ての木造の学校や、延べ面積 3,000 m²を超える木造建築物について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことを考慮する。
- (5) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた木造建築物の耐用年数は非木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、

長期にわたり利用が可能であることを考慮する。

- (6) 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃焼灰の有効活用に努める。

附 則

この方針は、令和4年12月9日から施行する